

組見本

(B5判縮小)

第5 固定資産 <借地権>

収用に伴う建物移転補償金あるいは収益補償金であっても、税務上、対価補償金として取り扱うことができるか

Q 当社では、このたび、市街地再開発事業に伴い、所有土地・建物等を地元の自治体に収用され、土地の収用代金(補償金)とは別に、つぎの補償金を受け取りました。

- ① 建物移転補償金 19,000,000円
- ② 動産移転補償金 300,000円
- ③ 移転雑費補償金 900,000円
- ④ 収益補償金 1,200,000円

ただし、上記①の対象となった建物(鉄筋鉄骨造)については、転が著しく困難であることから、実際には移転せず、すべて取り扱っております。

このような場合、建物の移転補償金については対価補償金として取り扱うことができるのですが、その他の補償金について取り扱うことはできないのでしょうか。

ご教示いただきたくお願いいたします。

A ご質問の場合、①の建物移転補償金については、対価補償金として取り扱うことに問題はないものと思われまます。しかし、②と③の補償金については、対価補償金とすることは認められません。

第14の2 リース取引

旧法で賃貸借処理してきた法人税法上のリース取引はどうか

Q 平成20年4月1日以後に契約を締結する法人税法上のリース取引については、そのリース資産の売買があったものと取り扱われることになったと聞きました。

当社では、平成19年1月から、事務用機器について、リース取引による賃貸借を行っており、そのリース取引について、賃貸借処理を行って支払リース料(月額15万円)を費用に計上するとともに、損金の算入してきました。

当期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)においても、引き続き、リース料(月額15万円)を支払っており、同様の会計処理(賃貸借処理)を行っておりますが、税務上どのような取扱いになりますか。ご教示よろしくお願いたします。

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第5 固定資産 <借地権>

するまでの金額を、その建物の対価補償金として申告することが認められます。

なお、消費税の取扱いでは、土地の対価補償金は非課税、建物の対価補償金は課税対象となりますが、移転補償金や収益補償金は、法人税の計算で建物の対価補償金として取り扱った場合であっても、消費税の課税対象とはなりません。

検討

1 収用等の課税の特例の対象となる補償金等

土地・建物等が収用された場合において、所定の要件を満たすときは、いわゆる収用等の場合の課税の特例(代替資産を取得した場合の圧縮記録(措法64条、64条の2、65条)、あるいは、所得の特別控除(措法65条の2))の適用を受けることができます。

ただし、これらの特例の対象となるのは、収用等により交付を受けた補償金、対価または清算金などで、その名義のいかんにかかわらず、原則として、収用等による譲渡の目的となった資産の収用等の対価たる金額(いわゆる「対価補償金」)に限られ、下記のような補償金は、原則として、その対象となりません(措法64条3項、措通64(2)-1)。

- ① 収益補償金…収益や損失の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金
- ② 経費補償金…休業等により生ずる事業費用や収用目的資産以外の資産に充てて実現した損失の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金

第14の2 リース取引

検討

1 リース取引の税務上の取扱い

法人が平成20年4月1日以後に締結する契約に係るリース取引のうち一定のもの(以下「法人税法上のリース取引」といいます。)については、そのリース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの際にそのリース資産の売買があったものとされます。

しかしながら、平成20年4月1日前に締結された契約に係る旧法人税法施行令136条の3第3項(リース取引に係る所得の計算)に規定するリース取引については、なお従前の例によるものと規定されました(平19改正法令附則21)。

すなわち、リース取引のうち、リース期間の中途において解除することができないもので、かつ、賃借人が実質的に、そのリース資産から生ずる収益を享受し、費用を負担すべきこととされている、いわゆるファイナンス・リース取引(「法人税法上のリース取引」)については、原則として資産の賃貸借とされ、支払リース料が損金の額に算入されます。また、つぎの①~④のいずれかに該当するリース取引については、

複雑難解な法人税の実務上の諸問題を、
実例に基づいたQ&Aでわかりやすく解説!!

ケース・スタディ 法人税実務の手引

責任編集 辻 敢(公認会計士)
齊藤幸司(税理士)

法令・通達等で触れられていない
実務上の問題点も解明!

実務上よく起こる法人税に関する問題は複雑で、法人税法や法人税基本通達の解説だけでは、物足りないのが現状です。

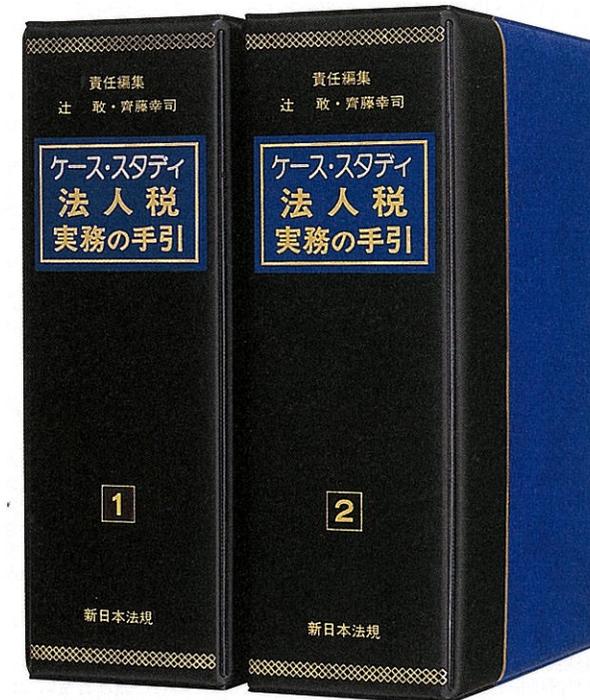
本書では、法令や通達等で触れられていない問題点についても解明していますから、実務担当者の方の手引書として真に役立つ一冊です。

参考判例・裁決例の要旨を掲載!

各項目の末尾には、参考法令・通達名とともに、参考判例や裁決例の要旨を掲げてありますので、より深い理解のために役立ちます。

実例にもとづく「質問」、
簡潔な「回答」、詳しい「検討」!

公認会計士や税理士が実際に顧客から受けた相談事例にもとづく「質問」に対して、まず「回答」で簡潔に答えを示し、続いて「検討」で詳しくわかりやすい解説を掲げてありますので、税務の初心者からベテランの方までどなたにもよく理解できます。



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁3,774頁
定価 22,000円(本体 20,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
編集本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
福岡支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2022.4)429-1③

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1 実質主義

- 会社名義で登記されている個人所有の土地を譲渡したら、だれが申告をすればよいのか
- 名義株主がいる場合の同族会社の判定はどうすればよいのか
- 従業員が構成員となる親睦団体は、会社とは独立したものと考えてよいのか
- 役員が商品を横領し架空名義で売却した場合、会社において売上計上すべきか
- いわゆる法人成りの場合に個人事業を会社へ引き継ぐ日を任意に定めることは可能か

第2 費用・収益の計上時期

- 従業員の使込みによる損失の計上時期はいつか
- 短期前払いのロイヤリティーを支払時に一括損金とすることができるか
- 短期前払費用を継続して支出時の損金とする場合、「継続して」とは何を意味するのか
- 税理士に対する顧問料は短期前払費用の特例対象となるか
- 自賠責保険料(数年分)を一括して支払った場合、その保険料は、支払った事業年度に全額損金として算入できるのか
- 自動車購入時に支出したリサイクル料金は、いつ損金の額に算入することができるのか

第3 棚卸資産

- 棚卸資産である土地の評価減は可能か
- 棚卸資産の取得価額に含まれた交際費等はどのように調整するのか
- 法人成り(営業譲渡)の商品の引継価額と売価還元法の適用はどのようなのか
- 工場のいわゆる立上り損失の処理
- 防災用品・非常用食品・防災設備の取得価額は一時の損金としてよいのか

第4 有価証券

- 1 売買
- 取引相場のない株式を会社間で売買する場合にも、いわゆる配当還元方式に基づく価額を用いることができるか
- 値下りしたゴルフ会員権を譲渡し、再取得した場合、譲渡損の計上は可能か
- 2 評価
- 上場株式について、特別な事実が生じたことにより評価損を計上する場合、その計上額は任意に設定してもよいのか
- 売買目的有価証券に区分した上場有価証券が上場廃止になった場合はどのように評価するのか
- 手許保有株式と特定金銭信託で同一銘柄を保有している場合、それぞれの株式の評価方法と譲渡損益の計算はどのように行うのか
- 非上場デュアルカレンシー債は、著しい為替相場の変動による評価損の計上は認められるか
- 非上場有価証券を高額で購入した場合、評価損を計上できるか
- 3 金融商品
- 非上場デュアルカレンシー債は、アクチュアリーション(アモチゼーション)の適用があるか
- 取得後数年を経過した国債についてアモチゼーションを適用して簿価減額することは可能か
- 現先取引による国内CPは、「貸付金」か「有価証券」か
- 金利のスワップ取引におけるオプションの損益計上時期はいつか
- 自社発行転換社債についてデット・アシンプション契約した場合の損益計上時期はいつか

第5 固定資産

- 1 取得価額
- 一括購入した土地・建物について、建物の一部を即時に除却した場合、除却損の計上は可能か
- 競売物件の情報収集のためにかかった費用は一時の損金か、それとも取得価額算入か
- 建物の建設に当たって支払った日照権補償金や電波補償金などは損金とすることができるか
- 土地・建物の購入に当たり負担した固定資産税は取得価額算入か
- 詐欺により高額で取得した土地の取得価額は訂正できるか
- 遊休状態の固定資産について、評価損を計上することは可能か
- ビルの建築中に行政命令で一部を取り壊した場合には、この取壊部分の建築費と取壊費用等は取得価額算入か
- 借地に際して支払った造成費は支出時の損金となるか
- 2 減価償却
- 平成19年に改正された減価償却制度の主なポイントはどんなところか
- オークションで購入した「よろい」であっても減価償却の対象となるか
- 資本的支出をした場合の償却計算はどうするのか
- 百科事典の全集本が事業年度をまたがって配付されるときであっても、少額減価償却資産か否かの判定は全体で行うべきか
- ファイナンス・リース取引にかかるリース資産に少額減価償却資産の適用はあるか
- 3 交換
- 鑑定評価の異なる土地を同族関係者間で交換した場合にも交換の特例の適用が受けられるか
- 現況が異なる土地を交換しても、交換の特例の適用は受けられるか
- 自然発生借地権と底地の交換は可能か、また、二方の路線に接する土地の場合、交換後の時価はどう考えるべきか
- 相手が交換のために取得したものではない旨をうそをついてした交換についても、交換の特例は受けることができぬのか
- 鑑定評価額の差額と交換差金の金額が異なる場合、交換の特例の適用は可能か

第6 繰延資産

- 4 圧縮記帳
 - 損金経理方式から積立金方式へ変更することはできるか
 - 圧縮超過がある複数の資産の一部を譲渡した場合、譲渡資産について超過額の認容を優先することは可能か
 - 5 借地権
 - 無償返還契約による賃貸借契約について、その旨の届出を失念していることに気付いた場合、どう対処すべきか
 - 収用に伴う建物移転補償金あるいは収益補償金であっても、税務上、対価補償金として取り扱うことができるか
 - 法人間で土地の使用貸借契約を結び、その上権利金の授受もない場合税務上何か問題があるか
 - スライド方式の相当の地代を非スライド方式の相当の地代に変更しても課税上問題はないか
 - 6 のれん
 - 事業譲渡をする場合には、のれん(営業権)の評価が必要か
 - 有価証券を高額で購入した場合、のれん(営業権)部分を区分して計上できるか
- ## 第6 繰延資産
- 会社の設立費用はだれが負担するのか
 - 建物の賃借に際して支払う権利金を分割して支払うこととしたときの繰延資産の償却はどうするか
 - 前賃借人に支払った内部造作にかかる金額は、

その取得後すぐに取り壊した場合には繰延資産となるのか

- 地方公共団体に対して下水道負担金の代わりに遊休地を寄附した場合、繰延資産か寄附金か

第7 役員給与等

- 1 役員の種類
- 専務と呼称されている同族会社の使用人は、経営に従事していなくても役員扱いとなるのか
- 社長の入院中、使用人である家族が業務を代行したら、その代行期間中はみなし役員と扱われるのか
- 専務と呼称されている者が役員とみなされる場合、その配偶者も役員とみなされるのか
- 取締役が退任し、欠員が生じた場合、未登記役員は税法上の役員に該当するか
- 執行役員に関する給与の取扱い
- 2 役員給与
- 期首に遡って給与を増額したら、必ず役員給与とされるのか
- 定期給与の増額改定に伴う繰上一括支給額は損金算入できるか
- 死亡した役員の前月分の役員給与は、日割計算すべきか
- 役員給与の一部を未払いとしておき、使用人に対する賞与支給時に未払分を支払うこととしても役員給与といえるか
- 届け出た支給金額と実際の支給金額と異なる事前確定届出給与の損金算入額はどうか
- 3 役員退職金
- 株主総会の承認前に役員退職金を支給することは可能か
- 無報酬の役員に退職金を支給してもよいのか
- 役員退職金として現物支給した不動産の時価について税務否認があった場合、否認額は役員退職金となるか
- 中間決算では仮払金として役員退職金を、決算で損金に振り替えてもよいのか
- 役員退職金の追加支給決議があれば、追加支給分も損金となるか
- 役員退職後も引き続き使用人として勤務することがわかっていたら、役員退職金の支給は認められないのか
- 役員退職金を数年にわたって分割支給することが認められるか

第8 使用人給与等

- 1 使用人給料・賞与
- 各人ごとの支給額が確定している賞与の未払計上は認められないか
- 給料の支給形態が役員待遇とされる部長に昇格した使用人に、退職金を支給しても問題はないか
- 入院により長期欠勤していた使用人兼務役員に支給した使用人分賞与のうち、欠勤期間対応分は損金となるか
- マイカー通勤者の駐車場料金を会社が負担したら問題があるか
- 2 使用人退職金
- 無断退職を理由に退職金を支給しなかった場合には、退職給与引当金は全額取り崩す必要があるか
- 使用人が役員に昇格した際に支給する退職金について一時的に未払とした場合、これは認められるか
- 使用人兼務取締役が常務取締役に昇格した場合に支給する、使用人分退職給与は損金算入されるか
- 法人成りする以前から引続き勤務してきた使用人の退職金として、個人事業期間分も含めて支給してよいのか
- 退職給与負担金を受け入れずに在職年数を通算して支払う転籍後法人の退職金は、全額が損金となるか
- 3 出向・転籍
- 出向元法人の支給給与を超えて支払う給与負担金は寄付金となるか

- 子会社へ出向している使用人の給与を親会社が全額負担したら問題があるか
- 転籍前法人で退職金の支給があっても、転籍後法人の退職金の計算上、勤続期間を通算することはできるか
- 出向者が出向元法人を退職し引続き出向先法人に勤務する場合には、出向先法人が支給する出向期間分の退職給与は損金として認められるか

第9 保険料等

- 社長を被保険者、会社を受取人とする年払いの終身保険の保険料は、支払時の損金となるか
- 専務と呼称されている者が役員とみなされる場合、その配偶者も役員とみなされるのか
- 従業員が同族関係者のみである場合、全従業員を対象とする介護費用保険に加入することは、税務上問題があるか
- 役員および従業員を被保険者とする普通傷害保険に加入する場合、非常勤の役員や入社間もない従業員を加入対象としないと問題があるか
- いわゆるスポット取引により生じた不良売掛金を貸倒損失経理できるか
- いわゆる「居抜き」で譲渡された飲食店に対する不良債権の貸倒処理は可能か
- 民事再生法による再生手続開始の決定があった時点で貸倒処理ができるか

第10 福利厚生費等

- 同族関係者(家族)しかいない会社の慰安旅行の費用は福利厚生費といえるか
- 役員が従業員の結婚披露宴に出席するための旅費は福利厚生費か
- 勤続5年の従業員を対象に行う海外慰安旅行費用は福利厚生費となるか
- 従業員の半分以上が欠席の慰安旅行は税務上問題があるか
- 従業員慰安旅行費用を使用者が負担する場合、給与課税されない額の目安はあるか
- 期をまたぐ社員旅行費用を全額当期の決算の損金とすることは可能か
- 単身赴任者の旅費規程による帰省旅費は、非課税か

第11 交際費等

- 宣伝用パンフレットのDMの中に宣伝とはまったく関係のない入浴剤を同封した場合の費目は何か
- 3,000円以下の土産代は、交際費等となるか
- 関連会社数社主催の懇親会の費用は、各社の実質負担だけを交際費とすればよいのか
- コックの他の料理店の視察費用は調査研究費か
- 仕事の紹介者に支払う謝礼は交際費か
- 大型店が出店に当たって地元の商店等に支払う運動費は交際費か
- 領収書のない「お車代」は、税務上損金とはならないのか
- 社葬のあとに行う「おとき」の費用は交際費となるのか
- 災害に伴って得意先に支出した災害見舞金は交際費となるのか

第11の2 寄附金

- 経営不振に陥っている兄弟会社に対して有する貸付金を放棄しても、寄附金とはならないか
- 債務超過の状況にある子会社に対する貸付金について、利息を徴収しないと問題があるか
- 数年にわたり焦げ付いたままとなっている子会社売掛金を長期貸付金に振り替えたら何か問題があるか
- 海外子会社に対する貸付債権の第三者売却損は損金算入できるか
- 紛争回避のために支払った金員は寄附金に該当するか

第12 貸倒れ

- 1 貸倒損失
- 債権者からの一方的な債権放棄による貸倒損

- 失の計上は可能か
- 債権の回収を円滑に進めるために行われる債権放棄(債務免除)は、貸倒損失として認められるか
- 貸倒れの事実が生じた場合でも、貸倒処理をせずに資産計上したままでもよいのか
- 損金経理を忘れてしまった場合の貸倒損失は、税務上損金となるか
- 否認された9-6-2による貸倒損失を翌期以後申告書で認容することは認められるか
- 貸倒損失を貸倒引当金と直接相殺しても損金経理といえるか
- 代表取締役を同じくする会社間において、債務引受けによる貸倒損失は認められるか
- 別会社を設立し、営業譲渡をした後の債務超過子会社への債権放棄は、貸倒損失として認められるか
- 貸倒損失を公表したくないという理由から、貸倒損失を売上げの借方項目として処理してもよいのか
- いわゆるスポット取引により生じた不良売掛金を貸倒損失経理できるか
- いわゆる「居抜き」で譲渡された飲食店に対する不良債権の貸倒処理は可能か
- 民事再生法による再生手続開始の決定があった時点で貸倒処理ができるか

第13 修繕費

- 以前から使用していた金型を、別の新製品用に改造した場合、その費用は修繕費といえるか
- 地震で地割れた土地の原状回復費用は修繕費としてよいのか
- 駐車場として利用するために行った砂利敷設等の費用は修繕費となるか
- 事務所ビルの外壁の塗装費用は、塗装時の一時の損金としてもよいのか
- マンションの修繕積立金を、修繕費として一時の損金として認められるか
- 建物の解体移築に要した費用は修繕費に該当するか

第14 その他の費用

- 自宅を会社の本店としている場合に、防犯のために支出する警備料は、全額が会社の経費となるか
- 従業員が起こした事故の損害賠償金を会社が負担してもよいのか
- 課税所得を隠蔽するための手数料(脱税経費)は、損金となるか
- 同業者団体に対して支出した会費に剰余が生じた場合、また、懇親会等の費用が含まれる場合、その会費は支出時の損金としてよいのか
- ISO9000の認定に要した費用は、その全額が支出した事業年度の損金となるか
- ポイントカードを発行したことによるポイントの未利用分を未払金として計上することはできるか

第14の2 リース取引

- 旧法で賃貸借処理してきた法人税法上のリース取引はどうすればいいのか
- 法人税法上のリース取引が売買処理されるとどうなるのか

第15 利子・配当

- 長期滞留売掛金を貸付金等に振り替えた場合、未収利子を計上しなくてはならないか
- 取締役からの借入金は、無利息でも何ら問題はないのか

第16 受贈益・債務免除益

- 未払配当金の免除を受けたら、税務上の益金となるか
- 会社の解散に伴う債務免除は課税されるか
- 補てんされる保険金が未定であっても、損害賠償金の損金算入が認められるか
- 代理店が、契約終了時には返還することを約束してメーカーより無償で提供を受けた広告宣伝費用は、受贈益として課税されるか
- 通常より低い立退料で貸地の返還を受けたら、受贈益課税の対象となるか
- 親会社が他から財産の寄附を受けた場合に、親会社にも受贈益の問題が生じるか
- 前賃借人が残っていた内部造作をそのまま使用する場合、その造作は受贈益課税されるのか

第17 その他の収益

- 海外視察に伴い取引先から社長が受けた餞別は会社の益金か
- 社長交替により受ける祝金は、社長個人の収入か、法人の収入か
- 社葬費用を会社の損金としておきながら、香典は遺族の収入としてもよいのか

第18 新規取得土地等

- 運送業者のトラック駐車場も負債利子損金不算入の対象となるか
- 従前から使用していた土地の底地を取得した場合、新規取得土地等に該当するか

第19 企業再編

- 合併により、一括償却対象資産の移転があった場合、その資産にかかる損金算入限度額あるいは償却限度額はどのように計算するのか
- 同族会社間の合併における合併比率は、どのように計算するのか
- 適格分割における資産の引継ぎは必ず帳簿価額で行わなければならないのか

第20 繰越欠損金

- 多額の繰越欠損金を有する法人が、高収益会社から事業の一部を譲り受けた場合、その繰越欠損金の損金算入は認められるか
- 赤字会社であっても税効果会計の適用は可能か、また、税効果会計の導入の有無により法人税に相違が生じるか
- 被合併法人から合併法人への欠損金額の引継ぎは認められるか

第21 その他

- 設立1期目の事業年度の変更は可能か
- 同族会社が第三者割当増資を行う場合、発行価額はいかに算定すべきか
- 債務超過の法人が第三者割当増資を行う場合、1株当たり発行価額を設立当初と全く同じ条件としてよいのか
- 土地の買換えの特例を適用した際に積み立てた固定資産圧縮積立金を任意に取り崩したら、取崩時に土地重課の対象となるのか

第22 消費税

- 出向先法人から出向元法人へ支払ういわゆる経営指導料は、課税の対象となるか
- 派遣店員に対するマネキン紹介所への支払は、課税の対象となるか
- 人件費(給料、賞与、退職金)や経費を補てんする目的で受けた補助金は、課税対象となるか
- 講演料として、いわゆる金券ショップで購入した商品券で支払った場合、消費税の取扱いはどうなるのか
- 事業譲渡により承継した売掛金が貸倒れてしまった場合、税額控除の対象となるか

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。